

令和8年度 京都市食品衛生監視指導計画

目 次

I	京都市食品衛生監視指導計画の基本事項	……	1
II	監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働	……	2
III	監視指導の実施	……	3
IV	食品等の収去検査の実施	……	5
V	緊急事案発生時の対応	……	5
VI	食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進	……	6
VII	リスクコミュニケーションの推進	……	8
VIII	食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上	……	10
《 参考資料等 》			
	食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目	……	11
	令和8年度 収去検査計画表	……	13
	令和8年度 医療衛生センターにおける監視指導計画表	……	14
	令和8年度 衛生環境研究所食品化学部門における監視指導等計画表(中央卸売市場第一市場)	……	15
	令和8年度 衛生環境研究所食肉検査部門における監視指導等計画表(中央卸売市場第二市場)	……	16
	用語説明	……	17

登場キャラクター



おあがりす

京都市食の安全安心
啓発キャラクター



しょっかん

京都市食品衛生監視員

京 都 市

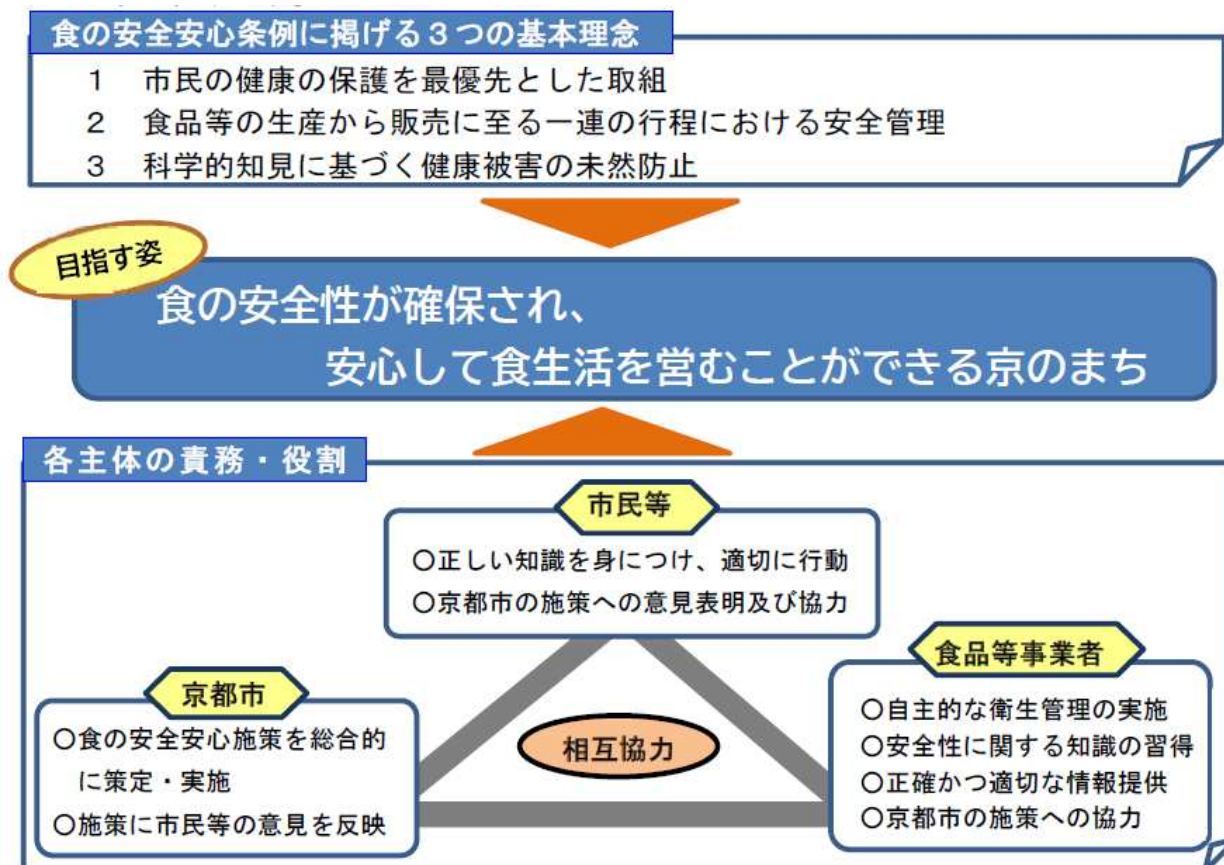
I 京都市食品衛生監視指導計画の基本事項

1 基本方針

本市では、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、市民及び観光旅行者等の健康を守るため、食品衛生法第24条の規定により、国が定める監視指導指針に基づき、京都市食品衛生監視指導計画（以下「計画」という。）を策定しています。

本計画では、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（以下「食の安全安心条例」という。）に掲げる本市、食品等事業者の責務及び市民等の役割を前提としており、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品を供給しているかを確認するため、本市の実情を踏まえた効率的かつ効果的な監視指導及び収去検査を行うことにより、生産から販売、消費に至るまでの食品供給行程における安全性確保を図ります。また、監視指導等の実施以外に、「大学のまち・学生のまち京都」の特性を活かし、大学や専門学校と連携し家庭でできる食中毒予防啓発等を実施するとともに、市民や観光客等に対して、食の安全安心に関する情報発信や意見交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ります。

なお、本計画は、食の安全安心条例第9条の規定に基づき策定している「京都市食の安全安心推進計画」（以下「推進計画」という。）の施策を着実に達成するために連携しています。



2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

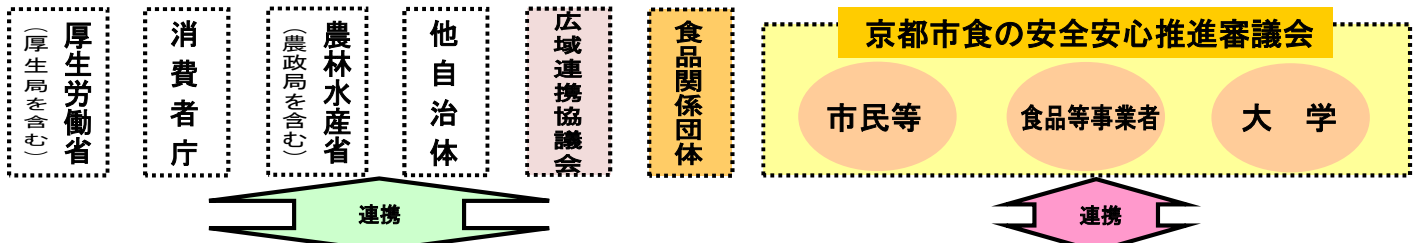
3 評価・公表

計画に基づき実施した監視指導等の結果については、京都市食の安全安心推進審議会に報告し、評価を受けた後、翌年度の6月30日までに公表します。

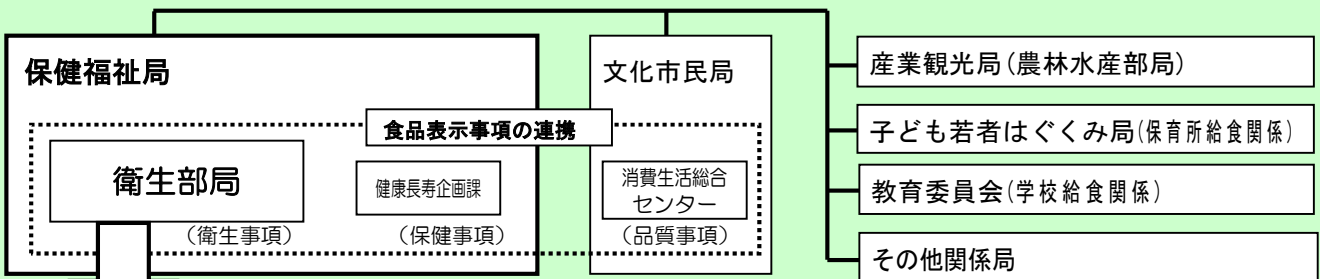
II 監視指導の実施体制、関係機関との連携、市民及び食品等事業者との協働

京都市では、保健所（医療衛生企画課及び医療衛生センター）及び衛生環境研究所がそれぞれの役割の下、互いに連携し、食品等事業者に対して効果的な監視指導及び食品の収去（抜取り）検査を実施するとともに、広域連携協議会の活用等、庁内関係局や国、他自治体等の関係機関とも連携を図り、情報の共有及び調査協力等を行います。

また、市民や学識経験者、食品関係団体、消費者団体で構成される「京都市食の安全安心推進審議会」に実施状況を報告し、食の安全安心行政への反映を図ります。



京 都 市



保 健 所	医療衛生企画課 (食品安全・監視)	方針決定及び連絡調整 (1) 食品衛生、食品表示、食鳥検査、と畜検査に関する事務総括 (2) 国、他府県市及び庁内関係局との連絡調整 (3) 医療衛生センター及び衛生環境研究所との連絡調整 (4) 京都市食の安全安心推進審議会事務局 (5) 京都市食品衛生監視指導計画等の施策の策定及び公表 (6) 市民及び食品等事業者に対する食品衛生に係るリスクコミュニケーションの実施
	医療衛生センター	効率的・効果的な監視やスケールメリットを活かした迅速な対応 (1) 飲食店等の営業許可施設及び届出施設に対する監視指導 (2) 営業許可施設及び届出施設における食品等の収去（抜取り）の実施 (3) 大規模及び認定小規模食鳥処理場に対する監視指導 (4) 食中毒発生時等の原因究明のための調査、危害拡大防止及び再発防止の措置の命令等 (5) 市民及び食品等事業者に対する食品衛生に係るリスクコミュニケーションの実施
	衛生環境研究所 (管理課(信頼性確保部門) 食品化学部門 微生物部門 食肉検査部門)	GLPに基づく食品等の検査及び業務の適正な管理運営 (1) 収去（抜取り）食品の微生物検査（細菌、ウイルス等） (2) 収去（抜取り）食品の理化学検査（残留農薬等、食品添加物、環境汚染物質（水銀・鉛・シム等）） (3) 食中毒、違反食品等に係る微生物及び理化学検査 (4) 信頼性確保部門による内部点検の定期的な実施及び内部精度管理の実施 (5) 第三者機関が実施する外部精度管理調査の定期的な受検 中央卸売市場第一市場の監視 ※食品化学部門 (1) せり前の監視指導及び仲卸業者、市場内関係業者等に対する監視指導 (2) 中央卸売市場第一市場内流通食品の収去（抜取り） (3) 違反食品等の調査、危害拡大防止及び再発防止の措置 (4) 市場内関係業者に対する食品衛生に係るリスクコミュニケーションの実施 中央卸売市場第二市場（と畜場等）の監視及び検査 ※食肉検査部門 (1) と畜場法等に基づくと畜検査、精密検査、BSE（牛海綿状脳症）検査 (2) 輸出食肉認定要綱に基づいた施設の監視及びHACCPシステムの外部検証 (3) 場内の施設等に対する監視指導及びリスクコミュニケーションの実施

Ⅲ 監視指導の実施

1 監視指導に関する基本事項

食品関係施設への監視指導を実施するに当たり、食品の調理製造・提供数、食品等事業者の自主衛生管理の取組状況等を勘案したうえで3区分して、下図の監視指導項目に基づき監視指導を実施します。

監視指導の際には、対象施設の特性を踏まえ、収去（抜取り）検査や簡易検査を実施するなど、科学的根拠に基づく監視指導に努めます。

また、令和3年6月の食品衛生法の改正で、食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられたことから、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、定着に向けた指導等を実施します。

さらに、法改正による新たな営業許可制度や届出制度、食品等の自主回収届出制度についても、食品等事業者が漏れなく対応できるよう、助言等を続けていきます。

年間監視指導回数			
区分	目標回数	対象施設（業種）	（参考） 令和6年度監視実績
A	常時	・流通拠点（中央卸売市場第一市場及び第二市場）	17,778
B	年1回以上	・大規模調理施設 （宿泊施設、弁当調製所及び仕出し屋）	30
		・食鳥処理施設（生鳥取扱施設）	10
		・生食用食肉取扱施設	112
		・魚介類販売業 （ふぐ又はカキ等の二枚貝を取り扱っている施設）	117
C	必要に応じて （※）	・大規模調理施設 （保育所、小学校、福祉施設、病院等の給食施設）	65
		・露店、自動車営業施設	913

※事業承継を受けた施設に対しては届出後速やかに監視を行う。
緊急監視、営業許可期限満了に伴う許可更新時の立入数は含まない。



監視指導項目

施設や食品の取扱いに関する項目

一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理について監視指導を実施します。

【一般衛生管理】

「施設の衛生管理」、「ねずみ及び昆虫対策」、「食品衛生責任者等の選任」、「食品取扱者の衛生管理」、「検食の実施」など

【HACCPに沿った衛生管理】

「食品衛生法上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理する基準」、「モニタリング方法の設定」、「記録の作成」など

食品供給行程（フードチェーン）の各段階における監視指導項目（p11）

食品群ごとに「製造及び加工」から「貯蔵、運搬、調理及び販売」に至るそれぞれの段階で定めた項目（原材料の受入時のチェック、食品の保存温度のチェック、製造・加工に係る記録作成、施設の衛生管理の徹底、製品検査など）について監視指導を実施します。



2 一斉監視等の実施（P14、15参照）

年間を通じて施設の監視を行います。食中毒リスク等を勘案し、特に重点的な監視が必要である業種あるいは施設については、下記のとおり実施時期を定めて効率的な監視指導を実施します。

実施内容

一斉監視等	内容等	主な対象施設	時期
HACCPに沿った衛生管理の推進	HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着について、衛生管理計画の作成とその実施記録を確認するため監視指導します。また、令和6年度より新たに運用を開始した「京都市HACCP食の安全宣言届出制度」の周知・活用を通し、事業者による更なる自主衛生管理を推進します。	全施設	通年
夏期一斉取締り	食品の事故が多発する夏期や、食品の流通量が増加する年末に食中毒の発生や不良食品等の流通を排除するため、監視指導を強化します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、食肉関係施設等	7月～8月
年末一斉取締り	紅麹関連製品に係る事案を受け、機能性表示食品制度等の見直しが行われたことから、これら食品の届出者等に対し、健康被害に関する情報収集と自治体への速やかな情報提供について指導します。また関心が高まっているいわゆる「健康食品」についても、表示基準等が遵守されるよう指導を徹底します。	大量調理施設、広域流通食品製造・販売施設、魚介類・食肉関係施設等	11月～12月
大規模調理施設重点監視	食中毒が発生した場合に多数の患者が発生するリスクが高い大規模調理施設に対して、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づく、又は趣旨を踏まえた衛生管理の実施について監視指導します。	大規模調理施設（社会福祉施設等の集団給食施設、宿泊施設、弁当調整所、仕出し屋等）	5月～7月、10月～11月
持ち帰り弁当販売重点監視	路上販売や宅配及び持ち帰りの弁当による食中毒発生を防止するため、温度管理等の徹底と適切な表示について監視指導します。	路上や飲食店店頭での弁当販売、弁当調整所	5月～8月
生食用食肉等取扱施設一斉監視	生食用食肉や加熱不十分な食肉（レアステーキや鶏のさしみ）の取扱等について監視指導し、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌O157等に係る食中毒予防を徹底します。	焼鳥・焼肉等飲食店、食肉処理・販売施設	7月～8月
自動車・露店営業重点監視	食品の事故が多発する夏や、学園祭等が多数開催される秋において、自動車や露店営業での食中毒発生を防止するため、監視指導します。	露店営業 自動車営業	7月～11月
ふぐ処理施設一斉監視	ふぐの流通量が増加する時期にあわせ、ふぐ毒による食中毒発生防止を徹底します。またふぐ処理師による適正な処理について監視指導します。	ふぐ処理施設、未処理ふぐ販売施設、魚介類販売施設、飲食店等	11月～12月
飲食店重点監視	冬場のノロウイルス等食中毒予防対策として、施設の衛生管理や従業員の健康管理等について、飲食店に対して重点的に監視指導します。	飲食店	1月～3月

IV 食品等の収去検査の実施

1 収去検査目的等

市内で製造又は流通する食品、食品添加物及び食品に直接触れる器具及び容器包装について、食品衛生法等に基づき、食品衛生監視員が収去（抜取り）し、衛生環境研究所において検査します。検査は試験品の採取から検査まで、定められた手順により各部門が実施します。

収去到当っては、食品ごとの健康被害のリスク、放射能やアレルギー物質等のような消費者関心度の高い項目、さらに過去の違反の発生状況等を勘案し、効率的かつ効果的に実施します（P13参照）。

2 検査の結果、違反が確認されたときの措置等

違反食品の製造、加工及び販売施設に対し、原因究明及び再発防止の指導等の必要な措置を講じます。また、製造施設等が市外にある場合、当該施設を所管する自治体に通報し、危害拡大防止を図ります。

V 緊急事案発生時の対応

1 健康危害発生時の対応

(1) 食中毒発生時の対応

医療機関や市民、食品等事業者から食中毒が疑われる届出があった場合や、食品による健康被害が懸念される事例を探知した場合には、直ちに患者及び関係施設に対して、必要な調査及び検査を実施し、原因究明に努めます。

調査の結果、原因となった施設等については、危害の拡大を防止する目的で営業停止処分等の措置を講じ、国に報告します。また、報道機関に情報を提供し公表します。

また、複数の自治体が関係する広域的な食中毒等の事案が発生した場合には、広域連携協議会において厚生労働省及び関係自治体と連携し、効果的な調査や指導を実施します。

本市では、令和5年12月から、市民等からの届出方法として「発生連絡フォーム」を活用したオンライン受付を開始しました。これにより、職員は届出内容をいち早く把握し、感染症担当とも連携した迅速な対応が可能となりました。



(2) いわゆる「健康食品」による健康被害発生時の対応

機能性表示食品及び特定保健用食品を含む、いわゆる「健康食品」による健康被害情報を探知した場合は、国の通知及び対応要領に基づき、健康被害の拡大防止のため、関係機関及び医薬品担当部局とも連携を図り、迅速な調査を行い原因究明に努めます。また必要に応じて厚生労働省への報告を行います。

2 違反食品を発見した場合の対応

市内に流通している食品等について違反を発見した場合、当該食品の販売施設又は製造施設等の調査を迅速に行い、違反食品が流通、販売されないよう、速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止指導等の必要な措置を講じ、危害の拡大防止を図ります。

違反食品が広域に流通している場合には、厚生労働省及び関係自治体の食品衛生関係部に迅速に情報提供し、危害の拡大防止を図ります。

違反による危害が広域に及び場合や更に危害が拡大するおそれがある場合には、報道機関に情報を提供し、公表します。

3 他自治体で食品衛生に係る事件が発生した際の対応

他の自治体等において、社会的に影響が大きく、食の安全安心を脅かすような事件が発生した場合には、類似食品を取り扱う市内の関連施設等に対する監視指導を強化するほか、必要に応じて関連食品の収去（抜取り）検査を実施するなど、同様の事件の未然防止に努め、食の安全安心を確保します。

VI 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

1 HACCPに沿った衛生管理の推進

(1) 導入に向けた助言・指導

原則として全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられています。

このため、あらゆる機会を捉えHACCPの導入状況について確認し、導入が進まない食品等事業者に対しては、食品衛生監視員が衛生管理の現場である施設へ出向き、施設に応じた計画について助言を行い、その場で計画の作成を確認するなど、確実な導入に向けた助言・指導を行います。

(2) 講習会の実施

一般社団法人京都市食品衛生協会等の食品関係団体とも協力し、事業者のニーズに応じた講習会を随時開催することで、HACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を支援します。

(3) 京都市HACCP食の安全宣言届出制度の活用

食品等事業者による自主的な衛生管理の更なる推進に向け、本市では令和6年4月から「京都市HACCP食の安全宣言届出制度」の運用を開始し、食品等事業者による自主的な衛生管理の推進に向けた独自の取組を実施しています。

本制度は、HACCPに沿った衛生管理について積極的に取り組む事業者からの届出により、本市が当該施設をホームページで公表することで、市民や観光客などの消費者に対して事業者の取組が見える化するものです。消費者にとっては、衛生管理に積極的に取り組む施設を把握できることから、店舗や商品を選択するうえでの有益な情報となります。

小規模な事業者を含め、全ての事業者がHACCPに沿った衛生管理に積極的に取り組もうとする意欲を高めるよう、届出に係る助言、事業者及び消費者への制度の周知等を行います。本制度の活用により、効率的かつ効果的にHACCPの導入及び定着を推進していきます。

京都市HACCP食の安全宣言届出制度

◎本市は、施設の衛生管理計画を作成・実行し、その記録を保存するなど HACCP に沿った衛生管理に取り組む事業者からの届出を受け付けます。

◎本市は、届け出た事業者について本市ホームページ上で公表し、事業者はロゴマークやそのステッカーを利用することができます。

◎消費者は、積極的に食の安全に取り組む店舗を認識できるようになります。



届出施設一覧は
こちらから確認
できます



2 事業者による外国人従業員の衛生教育への支援

近年、市内の飲食店や食品関連施設においても、外国人従業員の雇用が進んでいます。これにより、事業者の責務とされている従業員の衛生教育において、各種言語に対応した情報や教材等が求められており、動画を活用した教材の提供や多言語での情報発信等、事業者のニーズに応じた支援を実施していきます。

3 食品衛生責任者の育成

HACCP に沿った衛生管理の導入により、施設ごとに選任され、当該施設の衛生管理を担う食品衛生責任者の役割は重要です。食品衛生責任者は、食品等事業者に対し食品衛生に関する必要な意見を述べるとともに、食品等事業者は食品衛生責任者の意見を尊重し、自主衛生管理を推進していかなければなりません。

各種講習会の実施や本市ホームページで配信している「京都市食品衛生責任者実務講習会」の動画を通じ、食品衛生責任者に対する最新の食品衛生に関する情報提供と知識の向上を図ります。

4 食品等事業者の表彰

食の安全安心条例第13条に基づき、京都市において食品等の安全性の確保に関し、顕著な成果を収め功労のあった特定食品等事業者の功績をたたえるため、市長表彰式を開催します。表彰を通じて、食品等事業者の食の安全性の確保に関する取組の周知と意識向上を図ります。



令和7年度食品衛生表彰式

Ⅶ リスクコミュニケーションの推進

1 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

市民及び食品等事業者を対象に「食中毒の予防方法」「食の安全安心に関する情報」等をテーマとした情報発信や講習会、意見交換会等を開催することにより、食の安全安心に関するリスクコミュニケーションを推進します。

(1) SNS等を活用した情報発信

情報収集手段の多様化に対応するため、ホームページでの情報発信に加え、SNS、動画配信サイト等様々な媒体を活用して、情報発信を行います。

食中毒発生動向や配信時期に合わせ、カンピロバクターやノロウイルス、有毒植物等による食中毒予防等の啓発記事を発信し、正しい知識の周知啓発と家庭での食中毒予防に繋がります。

(2) 観光旅行者を対象とした食中毒予防対策の啓発

コロナ禍以降、京都市を訪れる外国人観光客は、過去最高水準まで増加していることから、観光旅行者を対象に、訪れた先で食中毒にならないための注意事項や万一下痢や嘔吐等の消化器症状を呈した場合の対応など、食中毒予防に係る情報の発信を行います。



(3) カンピロバクターやノロウイルスをはじめとした食中毒予防対策の啓発

特に食中毒発生件数の多いカンピロバクター食中毒の予防対策として、若年層を中心に、鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発を実施します。また、冬場に多発するノロウイルス食中毒の予防対策として、パンフレットや「手洗いチェッカー」を活用し、手洗いの重要性について啓発します。

(4) 参加型リスクコミュニケーション等の推進

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、一方的な情報提供だけでなく、参加者が体験学習することで相互に意見を発言しあえる「参加型リスクコミュニケーション」にも取り組みます。

具体的には、各種講習会やイベント等の機会を活用して、「手洗いチェッカー」を用いた体験型手洗い講習会を実施し、正しい手洗い方法や食中毒予防に係る知識の普及に努めます。

また、多くの大学や学生等が集まる「大学のまち・学生のまち京都」の特色を踏まえ、大学や専門学校と連携し、模擬店等において食品を取り扱う上での注意点、家庭でできる食中毒予防などについてリスクコミュニケーション事業を実施します。

これにより、次世代を担う若年層において、食の安全安心に関する知識を広め、行動できる人材育成を目指します。

2 小中学生等を対象とした食中毒予防啓発

鶏肉の生食や加熱不足を原因とするカンピロバクター食中毒が多発している中、その予防対策として、飲食店をはじめとした食品等事業者に対する監視指導の強化や自主的な衛生管理の推進を図るとともに、鶏肉の生食等によるリスクを事業者及び市民に広く周知啓発を行います。

特に、カンピロバクター食中毒の患者は若年層に多く、安全な食生活を送るために必要な食品の加熱や手洗い等の基本的な衛生知識を小中学生などの早い段階で身につけることが効果的と考えることから、教育委員会と協力し、小中学生を対象とした食中毒に関する知識の普及啓発を実施します。

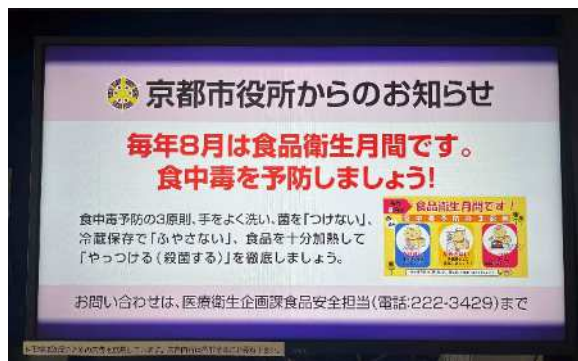
3 食品衛生月間の実施等（「食の安全・安心推進の日」の取組）

8月の「食品衛生月間」に合わせた、本市独自の「食の安全・安心推進の日（毎年8月1日）」の取組など、一般社団法人京都市食品衛生協会や市内の商店街やショッピングモール等と協力し、食品等事業者や市民に対し、食中毒予防に向けた啓発活動を実施します。

また、SNSや京都市役所内のモニターなど多くの方の目に触れるツールを活用し、食中毒予防啓発を実施します。



令和7年度 街頭啓発の様子
(食の安全・安心推進の日)



令和7年度 市役所内モニター

VIII 食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上

1 厚生労働省、近畿厚生局等が実施する研修への参加

厚生労働省等が実施する研修に職員を派遣し、最新の科学的知見や事例等の情報を入手します。また、研修を受講した職員から他の職員に伝達講習を実施することにより、関係職員の知識や技術の向上を目指し、より効果的な監視指導に役立てます。

2 食品衛生監視員及び検査員の養成研修の実施

(1) 食品衛生監視員及び検査員に対する研修の実施

食品衛生監視員及び検査員に対し、食品関係業務研修やHACCPに関する研修、関係法令研修、監視指導実地研修や検査研修など、必要な知識や技術の向上のため、各種研修を実施します。

また、食中毒事件や違反食品の広域流通事件など、緊急事態を想定したシミュレーション研修や事例研修を行い、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築します。

(2) 食品衛生業務に係る調査研究

専門的な知識の習得や技術の研鑽を目的とし、食品衛生監視員及び検査員が食品衛生に係る調査研究を行い、その結果を日常業務に役立てます。

3 市民や事業者等を対象にした講習会の実施

講習会を充実したものとするためには、依頼者のニーズを的確にとらえ、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力が必要とされます。講師担当者は、効果的な講習会の実施に向け、知識や技術を研鑽に努めます。



食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導項目

1 食品群別の監視指導項目

下表の食品群の区分ごとに「製造及び加工」及び「貯蔵、運搬、調理及び販売」の各段階に応じて、重点的に監視指導を実施します(P12 上欄のその他の監視指導項目は、共通の監視項目です。)

食品供給行程 食品群	目的	製造及び加工	貯蔵、運搬、調理及び販売
(1) 食肉、食鳥肉及び食肉製品	●腸管出血性大腸菌0157、カンピロバクター、サルモネラ、E型肝炎ウイルス、寄生虫による食中毒の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の受入時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・食肉、食鳥肉、食肉製品の検査 ・野生鳥獣肉の取扱いにおける衛生管理(ガイドライン)の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底 ・食品の微生物汚染の防止の徹底
(2) 乳及び乳製品	●サルモネラ、黄色ブドウ球菌、リステリアによる食中毒の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・乳、乳製品の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底
(3) 食鳥卵	●サルモネラによる食中毒の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物汚染の防止の徹底 ・受入時の異常卵のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底 ・破卵等の検卵の徹底
(4) 水産食品(魚介類及び水産加工品)	●腸炎ビブリオによる食中毒の発生防止 ●アニサキス等の寄生虫による食中毒の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入時のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・生食用魚介類取扱の法令遵守の徹底 ・切り身、フィーレ等に付いた寄生虫の目視確認の徹底 ・鮮魚介類、魚肉練り製品の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・十分な加熱の徹底 ・貝毒、微生物等の検査
	●ふぐ毒等による食中毒の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ふぐを取り扱う専用のまな板、包丁、保管容器の使用の徹底 ・適正な廃棄物(有毒部分)処理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任のふぐ処理師のもと、有毒部位の除去等、適正なふぐ処理の徹底 ・製品の適正表示
(5) 野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品(有毒植物及びキノコ類を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ●腸管出血性大腸菌0157による食中毒の発生防止 ●残留農薬基準違反の食品の排除 ●自然毒(キノコ毒等)による食中毒の発生防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の微生物汚染の防止の徹底 ・原材料の受入時の残留農薬検査結果のチェック ・製造、加工に係る記録の作成と保存 ・加工食品の検査 ・食用と判明している原材料の使用徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・生食用野菜、果実等の衛生的な取扱い ・食品の保存温度のチェック ・施設の衛生管理の徹底 ・直売所など、食用不可の植物が混入していないことのチェック

(6) その他の監視指導項目

- ア 食品添加物(その製剤を含む。)の製造者及び加工者並びに添加物を使用する食品の製造者及び加工者に対し、使用添加物の確認の徹底を指導します。
- イ 製造者、加工者及び調理者による異物の混入対策の徹底を指導します。
- ウ 製造・加工、調理の各段階における原材料及び製品の適正な温度管理の徹底を指導します。
- エ 遺伝子組換え食品の表示の徹底について指導します。また、安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止を図るため、食品の収去（抜取り）検査を実施します。
- オ アレルギー物質を含む食品の表示の徹底を図るために、製造者及び加工者による使用原材料の確認の徹底について指導します。

2 輸入食品に関する監視指導項目

輸入食品取扱業者に対する監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- (1) 原産国での生産情報(使用農薬、使用添加物等)を収集し、把握するよう指導します。
- (2) 自主検査の実施等により、国内規格基準に適合していることを確認するよう指導します。
- (3) 食品表示法に基づく適正な表示について指導します。
- (4) 食品の収去（抜取り）検査により残留農薬、食品添加物等の検査を実施します。

3 と畜場における監視指導項目

と畜場における監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- (1) 健康な獣畜の搬入推進を指導します。
- (2) 獣畜の病歴や動物用医薬品等の使用状況を踏まえたと畜検査を実施し、必要に応じて微生物学的、理化学的検査を行うとともに、食用に不適なものは廃棄処分します。
- (3) 枝肉等の微生物検査等を実施し、衛生的な処理の適否を検証します。
- (4) 生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについて、BSEスクリーニング検査を実施します。
- (5) 京都市と畜場は牛肉の輸出認定施設であることから、輸出食肉認定要綱に基づいた施設の衛生管理の外部検証や、荷口検査、不正防止事項の監視・確認を行います。

4 食鳥処理場における監視指導項目

食鳥処理場における監視指導を行うに当たっては、下表の項目について重点的に監視指導を実施します。

- (1) 搬入された食鳥等の異常を確認し、食用に不適なものは確実に排除することを指導します。また、鳥インフルエンザ対策として、異常鳥が多数確認された場合には速やかに医療衛生センターに届け出るよう指導します。
- (2) 認定小規模食鳥処理場における処理羽数の上限(30万羽)の遵守と確認状況報告書の提出の徹底を指導するとともに、微生物検査により施設の衛生管理の状況を確認します。
- (3) 大規模食鳥処理場に対し外部検証を実施し、衛生管理が適切に行われているか監視及び微生物検査を行い、必要に応じ指導、助言を行います。

令和8年度 収去検査計画表

	検体数	収去機関			検査機関	
		医療衛生センター	衛生環境研究所		衛生環境研究所	
			食品化学部門	食肉検査部門	微生物部門	食品化学部門
魚介類（生食用鮮魚介類を含む）	112	25	87		23	89
冷凍食品	40	40			30	10
魚介類加工品	62	36	26		24	38
肉卵類及びその加工品	230	134	4	92	70	160
乳	6	6				6
乳製品	10	10			10	
アイスクリーム類・氷菓	4	4			4	
穀類及びその加工品	15	15				15
野菜・果実及びその加工品	118	22	96		10	108
菓子類	102	102			42	60
清涼飲料水・酒精飲料	28	28			4	24
漬物	65	65			15	50
残置食	50	50			50	
その他の食品	362	353	9		60	302
器具及び容器包装	6	6				6
合計	1,210	896	222	92	342	868

●検査内容別件数（再掲） ※複数の内容の検査を実施するため、上記計画表の検体数の合計とは一致しません。

検査内容		件数	検査内容	件数
細菌	腸管出血性大腸菌	28	残留農薬	127
	カンピロバクター	57	その他残留物質 （動物用医薬品）	173
	その他	169		
ノロウイルス		7	アレルギー物質	210
食品添加物		285	遺伝子組み換え食品	10
成分規格		102	自然毒	13
放射能		70	環境汚染物質	133
その他		6		

●輸入食品の検査件数（再掲）：212検体

令和8年度 医療衛生センターにおける監視指導計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一斉監視等	<p>夏期一斉取締り ◆夏期の食中毒発生防止等を図る。</p> <p>生食用食肉等取扱施設一斉監視 ●焼肉店等飲食店、食肉処理、食肉販売施設に対する重点監視</p> <p>自動車・露店営業重点監視 ●自動車営業及び露店営業施設に対する衛生管理等の重点監視</p> <p>年末一斉取締り ◆年末の食中毒発生防止等を図る。</p> <p>ふぐ処理施設一斉監視 ●ふぐ処理施設、未処理ふぐ販売施設、魚介類販売業、飲食店等に対する重点監視</p> <p>持ち帰り弁当販売重点監視 ●路上での弁当販売者、当該弁当の製造所、配達及びテイクアウトを実施する施設に対する重点監視</p> <p>大規模調理施設重点監視 ●集団給食施設等に対する重点監視</p> <p>飲食店重点監視 ●飲食店に対する施設の衛生管理等の重点監視</p> <p>大規模調理施設重点監視 ●集団給食施設等に対する重点監視</p> <p>HACCPに沿った衛生管理の推進</p>											
	食品表示の監視 (通年)	<p>○食品表示法に基づく表示の監視指導（期限表示、食品添加物、アレルギー物質の使用状況等の確認等）</p> <p>○食品表示に関する相談窓口の連携（品質、衛生、保健事項の窓口間での相談内容等の情報共有）</p> <p>○食品の収去（抜き取り）検査の実施（食品添加物、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等に係る表示違反食品の排除）</p>										
輸入食品対策	<p>○残留農薬・動物用医薬品についての監視指導及び検査の実施 ○遺伝子組換え食品に対する監視指導及び検査の実施</p>											
食中毒対策	<p>○ノロウイルス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等の食中毒対策 ○危機管理対策（食中毒が発生した場合の調査及び連携体制の確立等）</p>											
食鳥処理場の監視	<p>○食鳥処理施設に対する施設の衛生管理及び食鳥肉の衛生的な処理についての監視指導 ○大規模食鳥処理施設における衛生管理の外部検証</p> <p>○鳥インフルエンザ対策（多数の異常鳥が確認された場合の医療衛生センターへの届出の徹底）</p>											
食品等事業者が実施する自主衛生管理の推進	<p>○HACCPに沿った衛生管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主衛生管理の導入に向けた助言・指導、実施の確認 ・食品等事業者に対する講習会の実施、情報提供 ・京都市 HACCP 食の安全宣言届出制度の周知 <p>○食品等事業者による外国人従業員の衛生教育に必要な情報提供</p>											
リスクコミュニケーション	<p>【市民】○食中毒予防対策の啓発 ○食品衛生月間（食の安全安心推進の日を含む）における食中毒予防の街頭啓発活動（8月）</p> <p>○「模擬店衛生管理啓発リーフレット」、「学祭衛生管理マニュアル」を活用したリスクコミュニケーションの推進</p> <p>○京都市の食品衛生施策や食の安全安心をテーマとした意見交換会等の実施 ○観光旅行者を対象とした食中毒予防の啓発</p> <p>○食品衛生に関する情報提供及び広報活動の充実（ホームページ、SNS、動画配信）</p>											
	<p>【食品等事業者】</p> <p>○食品等事業者からの依頼に応じ、食品等事業者や従事者に対する食品衛生講習会の実施</p>											

令和8年度 衛生環境研究所食品化学部門における監視指導等計画表（中央卸売市場第一市場）

業務の項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監視指導	監視指導の実施	【早朝監視】 せり開始前の鮮魚介類や青果物等の監視を行う。【通常監視】 仲卸店舗及び市場内関連施設等の監視を行う。											
	・早朝監視 ・通常監視 ・緊急監視 ・一斉監視(夏期一斉取締り及び年末、ふぐ処理施設一斉取締り)	【緊急監視】 食中毒、違反食品等の事故発生時における緊急監視											
		【一斉監視】				夏期一斉取締り			年末一斉取締り				
		ふぐ処理施設一斉監視(ふぐによる食中毒対策)											
		【表示対策】 ○食品表示法に基づく表示の監視指導 ○食品表示法に基づく「食品表示基準」の周知徹底											
		【自主衛生管理推進】 ○HACCPに沿った衛生管理の推進											
		【食中毒及び違反食品対策】 ○施設の衛生管理及び食品の取扱いについて監視指導 ○生鮮食品の保存温度等の管理について監視指導 ○ふぐ処理施設の衛生管理及びふぐの取扱いについて監視指導 ○カキ等取扱施設の衛生管理及びカキ等の二枚貝の取扱いについて監視指導 ○有毒魚介類等の有毒・有害食品及び違反食品の排除											
	試験検査の実施	《収去（抜取り）検査》：年間の収去（抜取り）計画に基づく検査の実施											
連携	市場関係者との連携	○水産物部食品品質管理委員会（食品化学部門、産業観光局(中央卸売市場第一市場)、水産物関係業者(卸、仲卸団体)）との連携 ○青果部食品品質管理委員会（食品化学部門、産業観光局(中央卸売市場第一市場)、青果物関係業者(卸、仲卸団体)）との連携											
	自主衛生管理推進事業	場内事業者に対する食品衛生講習会											
	リスクコミュニケーション (情報の収集・提供・普及啓発)	○場内事業者に対する講習会の実施 ○市場の見学、視察への対応 ○ホームページによる情報提供											

令和8年度 衛生環境研究所食肉検査部門における監視指導等計画表（中央卸売市場第二市場）

業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
と畜場法等に基づく検査	 <ul style="list-style-type: none"> ○と畜検査（牛・馬・豚・めん羊・山羊の生体検査等） ○精密検査（病理・理化学・微生物検査） ○衛生管理体制の検証のための検査（枝肉や処理施設等のふき取り検査） ○OBSEスクリーニング検査（生体検査において神経症状及び全身症状を呈する牛） 											
食品衛生法に基づく検査	<ul style="list-style-type: none"> ○動物用医薬品（抗生物質・合成抗菌剤等）の検査（*採取した食肉の検査は、食品化学部門で実施） ○せり前検査（*解体処理室での検査が不可能な部位の異常の有無を調べる検査） ○瑕疵検査（*第二市場から流通した食肉で、食肉取扱店の段階で発見された品質的に問題のある食肉の検査） ○食鳥、猪などの狩猟肉等の病理検査 											
輸出促進法 （輸出食肉認定要綱） に基づく対応	 <ul style="list-style-type: none"> ○輸出認定取得に係る相談対応 ○荷口検査、不正防止事項の監視・確認 ○残留物質等モニタリング ○地方厚生局による施設査察対応、輸出先国当局による査察対応（不定期） ○指名検査員による施設の対米等認定要綱に基づく外部検証 ○食肉衛生証明書等の発行 											
監視指導	<p style="text-align: center;">と畜場及び許可施設等の監視指導・HACCPに基づく衛生管理の外部検証（微生物検査含む）</p>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>夏期一斉取締り</p>  <p>○食中毒多発時期の衛生管理の徹底を図る。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>年末一斉取締り</p>  <p>○食肉流通量が増える年末における衛生管理の徹底を図る。</p> </div> </div>											
市場関係者及び輸出認定 に係る関係県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○場内HACCP会議（1回/月）の実施 ○輸出認定関係自治体及び厚生労働省との連携会議の開催 ○対米等牛肉輸出に係る関係自治体における相互交流研修の参加 											
リスクコミュニケーション （情報の収集・提供・普及啓発）	<ul style="list-style-type: none"> ○場内事業者に対する講習会の実施 ○市場の見学、視察への対応 ○ホームページによる情報提供 											

用語説明 目次（五十音順）

あ

- アニサキス
- アレルギー物質を含む食品
- 遺伝子組換え食品
- 違反食品
- 牛海綿状脳症(BSE)
- 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査

か

- 貝 毒
- 外部検証
- カンピロバクター
- 京都市食の安全安心推進計画
- 京都市食の安全安心推進審議会
- 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（京都市食の安全安心条例）
- 京都市HACCP食の安全宣言届出制度
- 広域連携協議会

さ

- 残置食
- 残留農薬
- 自主衛生管理
- 収 去（抜取り）
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- 食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）
- 食品衛生監視員
- 食品衛生協会
- 食品衛生責任者
- 食品衛生法
- 食品供給行程（フードチェーン）
- 食品添加物
- 食品等事業者
- 食品表示法
- GLP
- 成分規格

た

- 腸管出血性大腸菌O157
- 動物用医薬品
- と畜場法

な

- 認定小規模食鳥処理場
- ノロウイルス

は

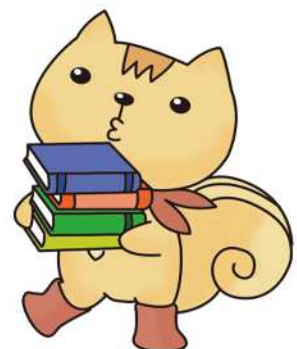
- HACCPに沿った衛生管理

ま

- 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

ら

- リスクコミュニケーション
- リステリア



用語説明 (五十音順)

あ

○ アニサキス

アニサキス亜科に属する線虫の総称であり、食中毒の原因寄生虫の一つです。激しい腹痛や吐き気、嘔吐などの症状を呈します。サバ、サンマ、カツオ、イナダ、イワシ、イカ、アジなどに寄生し、新鮮であれば内臓表面に、鮮度が落ちてくると筋肉に移動することが知られています。体長は2~3cmで、半透明白色なので、肉眼で見ることができます。予防対策としては新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除くこと、目視で確認し取り除くこと、60℃以上で1分以上の加熱若しくは-20度で24時間以上冷却することでアニサキスを死滅させることが重要になります。酢・塩・わさびなどで調理しても、料理で使う程度の量や濃度では、アニサキスは死滅しないので注意が必要です。

○ アレルギー物質を含む食品

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

食品表示法で表示が義務づけられている食品 【8品目】

小麦、卵、乳、そば、落花生、かに、えび及びくるみの8品目(特定原材料)を含む加工食品については、当該特定原材料を含む旨を記載しなければならない。

※くるみは令和5年3月9日の食品表示基準の一部改正により特定原材料に追加され、経過措置期間が設けられていましたが、令和7年3月31日をもって経過措置が終了しました。

通知で表示が推奨されている食品 【20品目】

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの20品目についても、これらを原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう推奨している。

○ 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え技術(組換えDNA技術)を応用した食品のことです。

遺伝子組換え技術によって、害虫や病気に強い農作物の改良などの品質向上が期待されています。

厚生労働省は、安全性の審査を義務化し、遺伝子組換え作物やそれを原料とした加工食品について表示制度を定めています。

表示が義務づけられているのは、遺伝子組換え技術を用いて製造された「大豆」、「とうもろこし」、「ばれいしょ」、「なたね」、「綿実」、「てんさい」、「アルファルファ」、「パパイヤ」、「からしな」の9種類の農作物とその加工食品33品目です。

○ 違反食品

食品衛生法又は食品表示法に定められた規格や基準に適合しない食品、添加物や人の健康を損なうおそれがあるなど、衛生上問題のある食品のことです。

○ 牛海綿状脳症(BSE)

BSEはBovine Spongiform Encephalopathyの略。牛の病気の一つです。

BSEプリオンと呼ばれる病原体が、主に牛の脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至ると考えられています。

○ 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査

平成13年10月から全国の食肉衛生検査所等において、と畜場に搬入された全ての牛の脳(延髄)についてBSEのスクリーニング検査(簡易検査)を実施してきました。

なお、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が一部改正され、本市においては、令和6年4月からは月齢に関わらず、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについて、検査を実施しています。

か

○ 貝毒

貝毒とは二枚貝等がもつ自然毒のことです。有毒プランクトンを蓄積した貝を食べると食中毒になることがあります。症状によって、麻痺性貝毒や下痢性貝毒に分類され、加熱処理によって毒性は消えないので、注意が必要です。

○ 外部検証

法律で義務付けられているHACCPシステムに基づく衛生管理計画が適切かつ効果的に実施されていることを、第三者（外部のと畜検査員、食鳥検査員）が定期的に確認・評価する仕組みです。具体的には、現場検査（作業前・作業中）、記録の確認及び微生物試験等が行われ、問題があれば改善措置を講じるよう指導を行います。

○ カンピロバクター

主に食肉（特に鶏肉）を介した、食中毒が問題となっています。乾燥にきわめて弱く、また、通常の加熱調理で死滅します。潜伏期間は、2～5日（平均2～3日）で発熱、倦怠感、頭痛、吐き気、腹痛、下痢、血便等を呈します。調理器具の熱湯消毒と乾燥、食肉の十分な加熱（75℃、1分以上）を行うことが対策です。

○ 京都市食の安全安心推進計画

京都市食の安全安心条例第9条に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や取組等を定めた計画で、令和8年3月に第4期推進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定しました。第4期推進計画は、「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」を目指す姿とし、「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」の二つを施策の柱として掲げ、食品等事業者による自主衛生管理の推進、生産から販売、消費に至るまでの安全確保、リスクコミュニケーションの推進等を図ることとしています。

○ 京都市食の安全安心推進審議会

京都市食の安全安心推進審議会は、京都市食の安全安心条例に基づき、平成22年4月に設置されました。京都市の食品衛生行政に係る重要施策について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、市長に対し意見を述べる機関として位置づけられます。現在、市民、学識経験者、食品関係団体、消費者団体の代表者12名で構成されています。これまで推進計画の策定に係る審議やその他食の安全安心施策に関する意見交換等を行ってきました。いただいた意見については、食の安全安心行政への反映を図っています。

○ 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（食の安全安心条例）

京都市及び食品等事業者の責務、市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割を明らかにして、食品の安全安心を確保する施策を定めることで、市民の皆様や観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的とし、平成22年4月に施行しました。本条例で定められた基本理念をもとに、市民及び観光旅行者等の健康保護に向けた食の安全安心施策に取り組みます。

○ 京都市HACCP食の安全宣言届出制度

食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進し、衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生を防止する目的で創設された制度です。これまでの「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」に代わる新たな取組として、令和6年4月から運用を開始しました。

本制度では、HACCPに沿った衛生管理について積極的に取り組む事業者から届出を受け、本市がその取組を支援します。届出事業者を本市ホームページで公表し、専用のロゴマークを活用することで衛生管理の見える化に取り組み、事業者のみでなく、市民や観光客等も含めた市全体の食品衛生に関する意識向上を図ります。

○ 広域連携協議会

複数の都道府県等が関連する広域的な食中毒事案の発生やその拡大防止等のため、国や都道府県が相互に連携・協力を図り、情報共有する場として、平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、設置されることとなりました。

さ

○ 残置食

残置食とは、食中毒等の食品衛生上の事故が発生した時に、原因食品を追求するために検査用に保存している食品（検食）のことです。

残置食を検査することにより、調理した時の衛生状況や細菌等の汚染状況を推測することができます。

「食品衛生法施行規則」では、同一の献立を1回に300食以上又は1日に750食以上製造する場合等に保存することが義務付けられています。

○ 残留農薬

農作物等を栽培または保存する時に使用され、農作物等や環境中に残存する農薬またはその代謝物を言います。平成18年にポジティブリスト制度が導入されたことに伴い、全ての食品について、残留基準が設定されていない農薬等については、原則として一律基準(0.01ppm)で規制することとなりました。

○ 自主衛生管理

事業者が自らの責任により、施設の清潔保持や保守点検及び食品の適正な取扱い等、自主的な衛生管理に取り組むことです。平成30年の食品衛生法改正により、令和3年6月から全ての飲食店業者や食品製造業者等にHACCPに沿った自主衛生管理が義務付けられています。

○ 収 去（抜取り）

食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品関係施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査を行うために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰る権限の行使をいいます。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

平成2年に制定され、食鳥処理場の構造設備や衛生管理の基準を定めるとともに、食鳥処理の事業を許可制とし、食鳥の検査制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止しています。

《 食 鳥 》 鶏、あひる、七面鳥

《 食鳥処理場 》 食用に供する目的で事業として食鳥をとさつし、又はその内臓の摘出等を行うために設置された施設です。

食鳥をとさつし、その内臓を摘出したものを「中抜とたい」と言います。

《 食 鳥 検 査 》 京都市長が指定した検査機関の食鳥検査員(獣医師)が、とさつ又は内臓が摘出される食鳥について、疾病又は異常を排除するために行う検査です。

○ 食の安全・安心推進の日（食の安全・安心デー）

京都市食の安全安心条例により、毎年8月1日を食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）として制定しています。

同日には、本市と事業者団体が一体となって食中毒予防啓発活動を実施し、市民や事業者の皆様の食の安全安心の機運の更なる向上を図っております。

○ 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品関係施設に立ち入り、食品や記録等の書類を検査したり、試験検査に必要な食品等を収去(抜取り)したり、また、食品衛生に関する監視指導を行います。

食品衛生監視員となるためには、医師、薬剤師、獣医師などの専門的な知識を有する必要があり、京都市では京都市長が任命します。

○ 食品衛生協会

あらゆる業態の食品等事業者が集い、食品衛生法の趣旨に沿って行政に協力し、食品等事業者の自主衛生管理等の推進を目的として設立された組織であり、公益社団法人日本食品衛生協会を本部とし、各都道府県市等全国に支部が存在します。食品等事業者に対する食品衛生の向上を目的とした各種講習会の開催、食品衛生図書等の頒布普及や消費者に対する情報提供など各種公益目的事業等を実施しています。

○ 食品衛生責任者

「食品衛生法施行規則」の規定により、食品等事業者は、施設ごとに食品衛生責任者を設置しなければなりません。

その資格要件としては、栄養士、調理師等の有資格者の他、講習会で必要な課程を修了した者などであり、施設の衛生管理に努めるだけでなく、食品等事業者に対して公衆衛生の助言等を行い、また他の従業員の監督管理を行わなければなりません。

○ 食品衛生法

昭和22年に制定され、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、健康の保護を図ることを目的としています。

○ 食品供給行程（フードチェーン）

食品の一次生産から販売に至るまでの食品供給の行程のことです。食品安全基本法では、食品供給行程の各段階であらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼす恐れがあると考え、各段階で必要な処置が適切に講じられるべきとされています。

○ 食品添加物

食品添加物とは、食品衛生法で「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義され、保存料、甘味料、着色料や香料等が該当します。

また、食品添加物の中には食品の種類ごとに使用基準が設けられており、基準を超える添加物の使用が禁止されています。

○ 食品等事業者

食品もしくは添加物を採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う者や病院等の集団給食施設等において継続的に不特定多数の者に食事を供与する者をいいます。

○ 食品表示法

食品表示法は、平成27年4月1日から施行され、品質事項・衛生事項・保健事項が一元的に同法に定められることとなりました。また、食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、令和3年6月1日から食品等の自主回収（リコール）を行った場合には、行政機関への届出が義務化されました。

本市では保健福祉局医療衛生センター及び健康長寿企画課と文化市民局消費生活総合センターが連携して食品表示法に基づく監視指導を実施しています。

○ GLP（Good Laboratory Practice:試験検査業務の適正管理運営基準）

食品の採取・運搬・保管、検査の実施、機械器具の保守管理、試薬の管理、書類の作成・保管、検査結果の報告など、検査に関する全ての業務に対して信頼性を確保するために作成する基準をいいます。

○ 成分規格

食品衛生法に基づき、厚生労働大臣が公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品の成分を定めた規格をいいます。

清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品、魚肉ねり製品などに基準が設けられています。

た

○ 腸管出血性大腸菌O157

家畜や人の腸内に存在する病原性大腸菌の一種で、腸管内で毒性の強い「ベロ毒素」を放出し、出血性の下痢等重い症状が現れます。感染力が強く極少量で感染し、また潜伏期間が2～7日（平均3～5日）と長いため、原因の特定が難しい事例が多く見られます。

食肉を取り扱った手指や調理器具の洗浄消毒、十分な加熱（75℃、1分以上）を行うことが対策です。

○ 動物用医薬品

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品です。

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療、予防などに使われるもので、その製造、販売、使用については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規制されています。

食品衛生法に基づき、残留基準が設定されている動物用医薬品がその基準を超えて食品に残留していた場合、販売禁止等の措置が講じられます。

○ と畜場法

昭和28年に制定され、と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜処理が適正に行われるよう、と畜場設置の許可及びと畜場の衛生確保、獣畜のとさつ解体時の検査についての規制や措置を講じ、健康の保護を図ることを目的としています。

「と畜場」とは、食用に供する目的で、牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設です。

な

○ 認定小規模食鳥処理場

各年度の食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の処理羽数が30万羽以下の小規模な食鳥処理場で、食鳥処理業者が市長が認めた方法で異常の有無の確認を行った場合は、食鳥検査が免除されます。

食鳥、食鳥検査等については、P20「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」を参照してください。

○ ノロウイルス

人だけに感染し、下痢、嘔吐、発熱などの症状を伴った食中毒症状を起こします。冬期の二枚貝（カキなど）による食中毒事例がありますが、感染した調理人の手洗い不足により、手指を介して食品を汚染することも多く、また、嘔吐物が飛散し経口感染により集団感染する事例も見られます。

十分に手洗いを行うこと、調理器具等はよく洗浄し、熱湯や次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒すること、十分な加熱（85℃、90秒以上）を行うことが対策です。

は

○ HACCPに沿った衛生管理

HACCP (ハサップ: Hazard Analysis and Critical Control Point) は、原材料の受入から最終製品の出荷までの各工程に、微生物による汚染や金属の混入などの危害を予測したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、製品の安全性を確保する衛生管理手法のことです。

食品衛生法の改正により、令和3年6月からは、原則全ての事業者に対し業界団体が業種毎に作成した手引書を参考にHACCPに沿った衛生管理を実施することが義務付けられており、大規模な工場等の施設では国際基準並みの「HACCPに基づいた衛生管理」が、小規模な飲食店等の施設ではより取り組みやすい「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施することとなっています。

ま

○ 京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度

HACCPの考え方に基づき、食品等事業者が取り組んでいる自主的な衛生管理を評価し、一定の基準を満たしている営業施設を認証していく制度です。

平成18年から運用を開始し、本市におけるHACCPに沿った衛生管理の普及、推進に寄与してきましたが、食品衛生法の改正により、令和3年6月から原則として全ての食品等事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が義務付けられたことから、本制度は令和6年3月をもって廃止されました。

※ただし、経過措置として既存の認証施設は有効期限満了まで有効

ら

○ リスクコミュニケーション

食品の安全確保に関する情報を公開し、市民、食品等事業者及び行政の間で、食に関するリスクを認識し、分析する過程において得られた情報や意見を双方向で交換することです。これにより、行政は、市民や食品等事業者の意見を食品衛生に関する施策に反映させていきます。

○ リステリア

日本での報告事例はあまりありませんが、諸外国ではナチュラルチーズ等の乳製品や生ハム等の食肉加工品、スモークサーモン等が原因となった食中毒事例が多く報告されています。

家畜、野生動物、河川、下水等、自然界に広く分布します。

発症しても自然治癒しますが、妊婦、乳幼児、高齢者では重症になることがあります。

冷蔵庫に長期間保存され、加熱せずにそのまま食べる食品は期限内に食べきり、開封後は期限に関わらず速やかに消費すること、食べる前に十分に加熱(75℃、1分以上)することが対策です。